

〔全農 E T 友の会規約〕

第 1 条 本会は、「全農 E T 友の会」と称します。

第 2 条 本会の事務局は、全農 E T 研究所内に置きます。

第 3 条 本会は、全農受精卵を活用しているユーザーと全農との情報交換等を密にし、農家の所得向上と生産性向上の実現を目的とします。

第 4 条 本会の目的に賛同し、原則として系統利用している畜産農家、受精卵移植師、J A ・ 県連 ・ 県本部 ・ J A ・ 県連 ・ 県本部の E T 担当者等を会員とします。

第 5 条 本会への入会を希望する者は、「入会申込用紙」を F A X により申し込みます。なお、J A、県連、県本部と確認した上で会員として登録します。

第 6 条 会員の加入期間は入会から一年間とします。ただし、退会の申し出がない限り毎年自動的に継続するものとします。

第 7 条 友の会の活動内容

【本会から会員への情報提供】

受精卵移植に関する質問・要請等

【その他】

各種アンケート調査（移植・受胎率・受卵牛管理等）の実施等

第 8 条 会員の特典（キャンペーン期間に限定）現在はキャンペーン期間ではありません。

第 9 条 会員が本会へ届け出た住所・氏名に変更が生じた場合は直ちに事務局にご連絡をお願いします。

第 1 0 条 会員は、次の事由によりその資格を喪失します。

(1)加入期間の失効 (2)退会

第 1 1 条 会員の加入申込の際、お客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、Eメール・アドレス、畜種と常時飼養頭羽数等）の提供を受けますが、これらの個人情報は次の目的に利用させていただきます。個人情報は、J A 全農個人情報保護方針に基づき厳重に管理します。

(1)受精卵リストの発送 (2)E T ニュースの配布 (3)その他 E T に関する情報の送付

第 1 2 条 本会員の会費は、無料です。